

	標	造	O RC	O S R C	Q S	● W
		陸	地	地	上	1 陸
建 物 概 要	延べ面積	㎡ (対象面積)				㎡)
建物用途:	建築基準法別表第一 耐震安全性の分類 ○特定の施設 ○一般の施設					消防法施行令別表第一 地域係数 ● 1.0 ○()
	工 事 項 目					空 気 調 和 工 事
●衛生器具工事	○清污水工事					●空気調和工事
●給排水工事	●ガス工事					●換気工事
●排水工事（含通気）	○汚水槽工事					
●給湯工事	○厨房器具工事					
I 一般事項						
1. 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築物工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）並びに同上監修公設建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下標準仕様書と称す）、国土交通省国土技術政策総合研究所建築整備計画設計・施工指針（２０１４年版）による。						
2. 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。						
3. 本工事に必要な工事用電力、及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。						
4. 施工計画書は、着工に先立ち、監督職員に提出する。						
5. 本工事に下記の当該職種別技能士を適格とさせる。（但し●印のみ） ○配管技能士 ○ダクト板金技能士 ○熱線緑化工技能士 ○冷凍、空調調和機器施工技能士〔標P-16.1.5.2〕						
6. 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔標P-17.1.5.6〕						
7. 設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として該請負人の範囲内で施すこと。						
8. 発生者の処理等については、図面によること。〔標P-10.1.3.9〕						
9. 本工事の施工に伴う既設建築物の損傷箇所は従来にならない復旧する。 前払金について ○契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。 ○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。 〔契約会計年度率は、契約金額の 〇程度、次年度の率は 〇程度である ○建設工事請負契約書第14条第3項を適用し、原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて、契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。						
11. 中間前払金又は部分払いについて 本工事において、中間前払金又は部分払いのいずれかを選択するものとする。 1) 中間前払金 ○中間前払金を選択した場合、部分払いは行わない。 ○中間前払金を選択した場合は、前払金として、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。〔契約会計年度出来高予定 〇〕 中間前払金は契約金額の２０％以内とし、前払金との合計額が契約額の６０％を超えないものとする。 2) 部分払い 本工事で前払金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをすることはできない。						
12. 「工事力入れ」の作成が必要がある場合（工事請負代金が５００万円以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、（財）日本建設経理総合センターに登録するとともに記録結果（工事力入れ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時、変更時及び完成時ただし、期間については契約締結後、土、日、祝日を除く１０日以上とする。〔標P-5.1.1.4〕 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について 1) 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。 2) 受注者は、前記で定められた要件を満たさない場合は、施工計画書の提出と併せて「下請工事における管内建設業者不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。 3) 監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。						
14. 県産資材等の優先使用について 1) 工事に使用する材料については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先利用に努めるとともに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等と協議するよう努めるとすること。 2) 劣化者は、（材料使用承認証）において、すべての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」のうちで県産資材を使用しない場合は、「県産資材不使用状況報告書」を監督職員に提出し、実状を得なければならない。 〔指定資材（７品目） 生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、理由を記載すること。 3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等と誤しいない場合は、その事由を監督職員に通知すること。 4) 劣化者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出し、実状を得なければならない。 5) 各工種の施工にあたっては、関係法令に定められた資格者を配置すること。						
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について 1) 工事用資機材等の積載超過のようにすること。 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない場合は、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 3) 資材等の過積載により、事故の原因となることがある場合には、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4) さし枠の装着又は物品吊載装置の不改正造成したダンプトラックが、工事現場へ出入りすることがないようにすること。 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下試験法という）の目的に鑑み、第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6) 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。 7) 1)～6) のことに基づき、下請契約における受注者を指導すること。						
II 特記事項						
1. 特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されない特殊な材料により施工の場合は監督職員の承諾を得ること。 なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定加工による。					
2. 建設工事との取組	壁面、天井面等に機器設置のための開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等による明確でない場合は、監督職員の指示によること。					
3. 関連工事等の調整	関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、期間が生じたら監督職員の指示によること。					
4. 施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。					
5. 完成図	発注図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびCD-ROMを提出する。 〔標P-19.1.7.2〕 ●A—４版１部、●A—3縮小版２部、○A—1サイズ 部〕					
6. 試験成績書	都市ガスを設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験方法を２部提出する。県指仕様による。その他の試験成績書は監督職員の指示による。〔標P-17.1.5.5〕〔標P-18.1.7.1〕					
7. 申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔標P-5.1.1.3〕〔標P-18.1.7.1〕					
8. 工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月月末見込みの出米高等を当月の２０日まで監督職員に提出する。（A—４版）					
9. 工事の記録等（工事写真）	①監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 ②工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 ③次の(ア)から(エ)までに行われたことが該当する場合は、記録の記録、工事写真、見本等を整備すること。 (ア)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の施工による騒音等で、後日の目標に検査が可能又は容易ではない部分の施工を行う場合 (ウ)一工程の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (オ)(1)から(3)までの記録について、監督職員から請求されたとき、記録又は提出をする。 (カ)工事写真は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画面数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(課)」に準ずること。					
10. 施工見本	管の接合、ダクトの接続、保温については、原則として見本を整備すること。その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については、監督職員の指示により見本を整備すること。					
11. 工事打合簿	工事打合簿については、電子メールに取り交わすことが出来る。					

特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付したものを本工事に適用）																																				
項目	特記事項																																			
① 共通事項																																				
1. 環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔標-P11 1.4.1〕																																			
2. 機 材	使用資機材は、原則前仕様と、JIS S・JWWA等標準仕様書に定められた規格とする。 使用機材は、国土交通省大臣官庁官庁常務総監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材評価名簿」記載品、または同等のものとする。 〔標-P11 1.4.2〕																																			
3. 化学物質を放散する建築材料等	塗料、接着剤、防腐剤などの材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく「建築基準法の規制対象外である【F☆☆☆☆】」の材料を使用すること。 〔監-P66 1.4.1〕																																			
4. 防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通省大田認定施工（防火バテ等）の使用も可。〔標-P80 2.8.1、監P-286 2.8.1〕																																			
5. 配管用のスリーブ	地下部分で水を密要する部分はすべて付銅鋼管とし、地中部分で水を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが、柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以上の場合は、紙張板状としても良い。〔標-S52 2.2.27、P-80 2.8.1〕〔監P-286 2.8.1〕																																			
6. 専用工具の使用	塩化ビニリング鋼管、ポリリブ鋼管及び外面被覆鋼管は、帯の芯盤又は丸の芯機などにて切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。使い切った後、自動切り上げ装置とする。 なにより切り際は滑り、ねじゲージを用いて適正（JIS規格）に切りそろえられているかを確認する。 〔施工手順を撮影の上、工程写真に表すこと〕 〔標-P64 2.5.1〕																																			
7. なじ接合剤	(給水用、給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシーラー剤は、JWWA K 161に規定する水道用シーラー剤とする)。 〔標-P52 2.2.28〕																																			
8. 支持金物類	屋外、ビット内及び歩道面の支持金物類はステンレス鋼製とする。																																			
9. 外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内水面被覆管等）については、継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔監P-234 2.5.4〕																																			
10. 鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管等）については、なじ込んだ後、残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に、十分長さ止めベントを塗布すること。 〔監P-219 2.5.2〕																																			
11. 排水横引管への接続	原則として「管接合」とする。(ドレ配管含む)																																			
12. 排水導入部の配管	管のたわみ性を利用した「すりこみクッション」で施工する。エルボ×5 〔図P-110〕																																			
13. 標準深さ	ピニル管（一般450Φ・車路600Φ） 鋼管（一般300Φ・車路600Φ） 〔標-P79 2.7.2、監P-283 2.7.2〕																																			
14. 土留設鋼管類（エラス、コート継ぎ及び排水用鋼管はこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防錆テープ1／2重ね1回巻をさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ4.0mm）で1ノズ重ね1回巻を行う。 また、継手等の部分は、ペトロラウム系の充填材を貼る。表面を平滑にしたうえで防食シートで包みフラッシュテープを1ノズ重ね1回巻とする。 〔施工手順を撮影の上、工程写真に表すこと〕 〔標-P79 2.7.3〕																																			
15. コーキング埋設船管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ4.0mm）で1ノズ重ね1回巻を行う。 〔標-P79 2.7.3〕																																			
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ●直結給水管（上水道高置水接続） <茶色> ○給水管（水槽以降） <白色> ○排水管（受水槽→高置水接続） <灰色> ○排水管（水槽以降） <空白色> ○消火管 <黄色> ●ガス管 <緑色>																																			
17. 埋設管標識シート	各種管上部（地表から150mm程度の深さ）にビニール製標識シート（巾150）を埋設する。 （排水管は除く） 〔標-P79 2.7.1、監P-281 2.7.1〕																																			
18. 埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐部に設置する埋設標は次のとおりとする。 （設置箇所は明示による） ・糸鋸部分には、アルミ製表示器をコンクリート（200φ×300）で巻き込んだものを、ステンレス板に配管に緊結の上設置する。 ・継ぎ部分には、キャップ又は専用工具を用いて設置する。																																			
19. 弁類	水槽以降の配管には5K型、その他は10K型。（JIS規格） ○水道事業者指定（ ） 内面をライニングした管に使用するねじ込式の弁等では管端防食継手の規定に準じた管端コートを備えるものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジ式とする。（水道用弁付き継ぎは除く） 〔標-P43 2.2.1〕 呼び径5以下の排水ポンプ付逆止弁およびバルブ併用でもよい。 呼び径65以上の仕切弁、逆止弁およびライニング弁とする。 屋外オイルシール及びオイルパッキングの最高位置以下に設ける元バルブ及びドンドンバルブはJIS B 207.1（錆耐10K外仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防局の承認をとる） 〔標-P43 2.2.1〕																																			
20. 屋外露出の弁類	防露、保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁軸はグリスアップする。																																			
21. 埋設弁類、防振措置	井戸内等の直接土中に接触しない箇所に弁類を設置する場合には、防振措置は原則不要とする。 ただし、水道事業者指定に該当しない弁および、鋼管が半分以下にて防食を行うこと。																																			
22. 埋設の防振措置	振動を発生する機器については、ダブルナットで固定し、かつ防振措置を施すこと。 （特記無き場合は「防振ゴム垫、防振マットとする。」）																																			
23. 可換継手	<table><tr><td></td><td>水用</td><td>管径</td><td>2.5以上</td><td>3.2～5.0</td><td>7.5～15.0</td><td>2.00以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ステンレス製</td><td rowspan="2">油用</td><td>全長</td><td>30以上</td><td>50以上</td><td>65以上</td><td>1,000以上</td></tr><tr><td>管径</td><td>2.0以下</td><td>2.5 ～ 4.0</td><td>5.0 ～ 7.0</td><td>10.0以上</td></tr><tr><td rowspan="2">合成ゴム製（水用）</td><td rowspan="2">油用</td><td>全長</td><td>3.0以上</td><td>5.0以上</td><td>7.0以上</td><td>10.0以上</td></tr><tr><td>管径</td><td>4.0以下</td><td>5.0 ～ 8.0</td><td>10.0以上</td><td>7.0以上</td></tr></table> （油用で管径4.0以上は消防法令適合品とする）（鋼製フランジ付）〔標-P47 2.2.9〕						水用	管径	2.5以上	3.2～5.0	7.5～15.0	2.00以上	ステンレス製	油用	全長	30以上	50以上	65以上	1,000以上	管径	2.0以下	2.5 ～ 4.0	5.0 ～ 7.0	10.0以上	合成ゴム製（水用）	油用	全長	3.0以上	5.0以上	7.0以上	10.0以上	管径	4.0以下	5.0 ～ 8.0	10.0以上	7.0以上
	水用	管径	2.5以上	3.2～5.0	7.5～15.0	2.00以上																														
ステンレス製	油用	全長	30以上	50以上	65以上	1,000以上																														
		管径	2.0以下	2.5 ～ 4.0	5.0 ～ 7.0	10.0以上																														
合成ゴム製（水用）	油用	全長	3.0以上	5.0以上	7.0以上	10.0以上																														
		管径	4.0以下	5.0 ～ 8.0	10.0以上	7.0以上																														
24. 防護継手	鋼製フランジ付 〔標-P47 2.2.8〕																																			
25. ユニオンの使用	ユニオンは、呼び径2.5以下の見え掛り配管についても、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合には、監督職員と協議すること。																																			
26. サービスタンクの油断	Oゲージ（側式） Oガラス管（流出防止形） 〔標-P55 2.3.4〕																																			
27. 標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等は「適正その名称、内容及び矢印等を記入、もしくは樹脂製札に刻印したものを取り付け、かつ、ご隠れ部の配管類は、文字シタ付付けてよい」 必要に応じ消防法、 fire事業法、消防法に基づく危険物（危険物・気体燃素系）を設置する。 〔標-P19 1.7.4〕 （例）・弁類にSUS計金または耐候インシュロックで取得、「〇〇系統」、「〇〇A（口径）」を刻印し、例示のとおり取り付ける。 ・ご隠れ部の配管類は、文字シタ付付けてよい。 ・常用欄、備考等の注意書きは、必要に応じて追加のこと。 ・室内機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」を、室内機は「機器番号」（口径）を樹脂面に表示すること。作成前に監督員の確認を受けること。																																			
12. 保守指導案書	本工事の機械設備について保守管理に必要な案書を2部作成し、完成図と一緒に提出する。 （A-4版） 〔標-P19 1.7.3〕																																			
13. 産業廃棄物の処理	本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場へ搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物取扱記録簿の形で適正に処理すること。																																			
14. 安全確保及び環境保全	（1）台風など風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 （2）事前の報告を行った後必ず事後の現場状況報告を、書面にて監督職員に提出すること。 （但し、正等長期現場養生を休止する場合も同様とする） （3）塗装、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱い、記載内容の当該製品の製造者が作成した「SDS J 7253による安全データシート(SDS)」を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。 〔標-P19 1.3.5、監P-103 1.3.8〕																																			
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業にあたっては、石綿含有建築材料を撤去する必要がある場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石棉障害予防規則」を遵守すること。																																			
16. 建設発生土の処理	●場内処理は厳しく ○場外搬出は下記による： 受け入れ場所（ ） 受け入れ場所での処理 ○敷き出し ○たい積所 ○ 搬出距離（ ） km 処分費 ○有償 ○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。 〔標-P103 4.2.1〕																																			
※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする																																				
標＝標準仕様書 監＝監理指針 図＝標準図 修正履歴：R060510																																				

② 衛生器具工事 (標P-249 1.1.1. 標P-254 1.1.13)	
1. 和風大便器	躯体との継ぎ材付、給排水接続の場合は吊り金物を使用する。と。便座と前壁との隙間は、2.5 0mm 程度を確保する。和風大便器用フッシュバルブ壁面取り付け付の場合はF.L.+800mm程度とする。 (標P-299 2.1.2.7. 監P-172. 173)
2. 大便器	○洗浄弁式 (ノンホールディング機構付) ○タンク式 ○電気開閉式 (標P-253 1.1.8) ○専用洗浄弁式 (標P-298 2.1.2. 監P-633 1.1.8)
3. 小便器	洗浄弁式 (○手動 ○自動) (標P-249 1.1.2. 標P-288 2.1.2. 監P-623 1.1.2)
4. 説明シール等	器具付属の説明シール等は、下地を考慮し、最寄りに貼り付けのこと。
5. 紙巻器	ステンレス鍍銀製ワンタッチ形とする。 ○シングル ○横付二連 (標P-249)
6. 水栓類	原則としてJIS規格、JWWA規格 (日本協) 適合品とし節水金具とする。シングルレバーは上げ下げ水栓 (標P-253 1.1.6. 監P-676 1.1.6. 監P-68)
7. シールテープの除去	水栓類と配管を接続した後の、見えがかり部分の余分なシールテープは、カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8. 化粧壁の裏板補強	化粧壁を壁に取り付けた際の隙間には、鏡の割れを防止するため補強材を設けること。 (厚さ4mm程度 ゴムシート製) ○板型 ○塗膜防止型
9. 水栓柱	V8仕様 ○000H ○1. 200H 必要に応じてコンクリート埋め込み、または壁にバンドにて固定する。
10. 器具廻りのコーキング	浴室内、洗濯機パン等については、原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11. 便座	○温水洗浄便座 (洗浄用加水方式) ○瞬間方式 ○貯湯方式 ○普通便座 (ソフト閉止) (標P-254 1.1.13)
③ 屋内給水工事	
1. 給水方式	引込み付近水圧 () MPa ●水道直結方式 ○重力 (高圧水栓) 方式 ○加圧送水方式 ○直結直圧方式
2. 水栓類	○FRP製 ○ステンレス製 (○一体型 ○組立型 ○単板構造 ○保温構造) タンク本体は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起さないような強度を有するものとする。 2m以内は内外は付。 マンホールは内産及び南京錠付。 (標P-266 1.4.1. 標P-303 2.2.4. 図P-70)
3. ポンプ付品	フット弁本体は、ステンレス製、樹脂製又は青銅製とする。 (標P-255-262)
4. ポンプ電動機	屋外・全閉防まつ形、屋内 (多湿箇所) 全閉防まつ形、(その他) 防滴保護形 (標P-24 1.2.1)
5. ポルタックフクロ	○銅板製 ○耐食性のある樹脂等 ○ステンレス製 (標P-50 2.2.20)
④ 屋外給水工事	
1. 継手材	管端防食継手とし、継手受口の隙間には専用テープを使用すること。 (ゴムリング方式は不可) (標P-37 2.1.2.5)
2. 量水器	親メーター (○貸与 ○買収) メーター (○貸与 ○買収) ○集中検針型 給水装置に使用する場合は、水道事業者の承認を受けたものとする。 (標P-49 2.2.16)
3. 量水器部材	呼び径3.2mmでM C - 1 (4.30 × 3.10 × 55.0 H M B - 1)、呼び径4.0 ~ 6.5mmでM C - 2 (7.10 × 5.10 × 75.0 H M B - 2) 小意付。とすると。呼び径8.0かまたはM C - 3 (11.00 × 7.10 × 75.0 H M B - 3) 小意付。と。 (標P-295 1.8.4. 図P-92)
4. 仕切弁	呼び径2.5mmでM C - P、呼び径4.0mmでM C - 1 (180 × 180 F B 1)、呼び径5.0 ~ 8.0mmでM C - 3 (300 × 300 F M H A - P 300) とする。 呼び径1.0かまたはV C - 5 (4.50 × 4.50 F M H A - P 450) とする。 (標P-295 1.8.2. 図P-91)
5. 弁鎖、量水器の補装	補装部分以外に設置する弁鎖、量水器については、コンクリート巻きてに固定のこと。 鎖と鎖とは鎖つてなく (鎖は溶融樹脂で仕上りまたはステンレス製)
6. 伸縮ジョイント	鋼管とビニル管の接続箇所には、エラス (又はフリー) ジョイントを使用する。
⑤ 屋外排水工事 (標P-40 ~ P-42、標P-63 2.4.8)	
1. 洗面器等の排水管	洗面台および手洗器に接続する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2. 床上排水口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上排水口直下の曲管は90°長曲管とする。
3. 器具上の接続	原則として配管接続とする。 (ジャバラ・簡易ゴム接続は不可、専用アダプタ使用のこと)
4. 通気気物排水気弁	通気気物 ●アルミ (耐食性) ○ビニル製 排水通気弁 ○屋内型 ○屋外型
5. 床排水トラップ	トラップ樹は原則として、樹脂製とする。 (標P-293 1.7.3)
⑥ 屋外排水工事 (標P-295 ~ P-296 (標P-40 2.1.2.6)	
1. マンホールふた	○鉄製鋼板 (O M H A) O M H B 形 O M H D 形 名称入り蓋、鎖付とする。 (鎖は溶融樹脂で仕上りまたはステンレス製) (図P-36)
2. 汚水・雑排水樹	既製コンクリート樹使用可、深さ1.2mを超える樹には足掛金物 (巾φ150以上 防錆処理) を取り付けること。 (図P-93 ~ 98)
3. 小口径樹	塩ビ製 ●防護蓋 T - 8 (内蓋付き) ○塩ビ蓋ミカゲ (S U S 鎖付) ●コンクリート巻 (蓋呼び径 + 200) 角 × 150 h
⑦ 給湯工事 (標P-37 ~ P-40)	
1. 貯湯槽の材質	○SUS444製 ○ステンレス鋼板 (電気防食装置付) ○ステンレスフラッグに鋼板付 (電気防食装置付) ○銅板製 (標P-272 1.4.3. 図P-78, 79)
2. 膨脹水栓の保温	ロウワール2号 50 t、外装はステンレス鋼板 (0.3 t)
3. 瞬間湯沸器	耐塩処理 (●要) (不要) 配管カプラー (●4.5 号方式) 吐出口は歩行面 + 2.000以上 ○設定温度50℃以下 (給湯用瞬間湯沸器のダイクト火口方式で風呂の湯出し)
⑧ 消火工事 (標P-37 ~ P-40)	
1. 屋内消火栓箱	○1号 ホース掛型とする。 鋼製 t = 1.6mm 操作法表示付き ○易操作性1号 日本消防検定協会の鑑定証が貼付されたもの ○2号 ○広範囲型2号 (標P-274 1.5.2. 図P-80 ~ 89)
2. 消火栓閉閉付	4.5" 回転型で1.0 M P a 型とする (J I S 規格)。 ○板型 ○定圧定流量型
3. ポンプ付品	フット弁本体は、ステンレス製、樹脂製又は青銅製とする。 (標P-261 1.2.8. 図P-179)
4. 消火栓の保温	屋内は原則保温不要、屋外は保温による。
⑨ ガス工事 (標P-310 ~ 321、標P-177. 178)	
1. 種類	○都市ガス (発熱量 MJ / m) ●液化石油ガス (プロパンガス) 発熱量 50 MJ / kg
2. ガスメーター	マイコン型 ●貸与 ●買収 (標P-313 2.2.1.3. 図P-319 3.1.3.4)
3. 充填容器等	○プロパン ●集合装置 + 転倒防止鎖 (鎖はステンレス製) ○バルク貯槽
4. ねじ接合材	ガス配管専用のペースト樹脂剤を使用すること。
5. 継手材	外面にエーテック管継手の受口端部には専用テープで充填すること。 器具接続以外にエーテック継手は使用しないこと。
6. 絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。 (標P-315 2.2.5)
7. 施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。
10. 浄化槽工事 (標P-335 ~ 352)	
1. 型式	建設省告示1292号 (最終改正第154号) に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については、図示による。
2. マンホールふた	O M H A 型 O M H B 型 ○鋼板 (4.5 t) ○機枠 FRP ○耐衝撃 FRP ※メーカー標準を除き全てボルトロックとする。
3. 金物類	鋼板板のふたについてはメンテナンスを考慮し、分割を設ける。取手付 (標P-347 2.1.27) 支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製 (SUS 304) とす。又は、溶融亜鉛めっき仕上り品とする。
4. ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ1/3程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。 (標P-351 3.2.1)
5. 槽道の標示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。 (浄化槽法第30条)
6. 浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に、浄化槽設備士が立会い確認している状況を、写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することとし、浄化槽設備士の立会等を含む工事写真を整備すること。

① 空気調和工事・換気工事・排煙工事

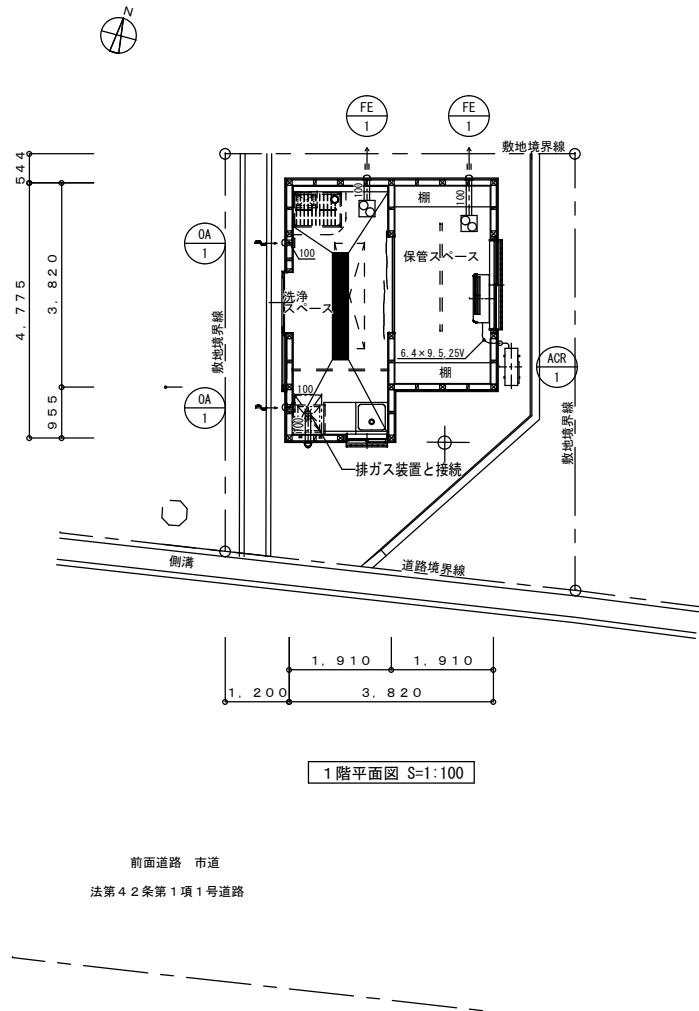
1. 設計条件	外 気		室 内		() 系 統		
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	
	夏季	℃	%	℃	%	℃	%
	冬季	℃	%	℃	%	℃	%
2. ばい煙測定計	電源はバーナー電源 (2 次) 側より取出すものとして配管配線を含む。〔 標 P-114.1.1.3 〕						
3. ばいじん量測定計	○煙源の直線部に径 80 φ の孔〔 標 P-114.1.1.2 〕						
4. 煙道	鋼板厚 3.2 mm 以上〔 標 P-114.1.1.2 〕						
5. ダクト	風速 (● 低圧 ○ 高圧 1 ○ 高圧 2) ○アングル工法 ○コナートボルト工法 (共振・スライド)〔 標 P-189 ~ 197 〕 フランジ部のダクト端折り返しは 5mm 以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。 〔 標 P-210.2.2.2.2 ~ 標 P-211.2.2.2.3 〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトは、その縫目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、 必要により水抜管を設ける。〔 標 P-210.2.2.1.国 P-154 ~ 155 〕 ※シール材：シリコン系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔 標 P-188.1.14.2.6 〕						
6. フレキシブルダクト	建築基準法施行令第 108 条の 2 の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可とう性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付きのものとする。 〔 標 P-195.1.14.9. P-215.2.2.5.3 〕						
7. ダクトテープ	J I S H 41610 に準ずるアルミニウム箔 (厚さ 0.05mm 以上) の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープのものとする。 右製テープは不可とする。〔 標 P-188.1.14.2.5 〕						
8. 風量測定計	取付箇所 (○送風機に直結した部分 ○外気取入付近 ○取付を指示されたダンパー近接部分) ※取付径 300 φ 以下は 1 個、300 φ を超え 700 φ 以下は 2 個、700 φ を超えるものは 3 個とする。 〔 標 P-214.2.2.5.5 〕						
9. チャンバー	消音内貼を施す。 OSA・RA ○OA・EA〔 標 P-191.1.14.6 〕 〔 標 P-214.2.2.6 〕						
10. 配管材料	断熱管、空気配管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼管 (白管) とする。						
11. 機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機 ● 防振パット ○ 簡易防振 (ゴム被覆) など ○ 専用防振架台 (ばね) 防振パットは厚さ 15mm とする。〔 標 P-203.2.1.1.国 P-133 ~ 136 〕						
12. 吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔 標 P-198.1.15.3.1 ~ 15.4 〕						
13. 温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空調風道と機器間の給気風道、送気風道及び外気風道 ○冷水風管管さ (注) 及び冷水風管管さ (通) の各送り管〔 標 P-55.2.3.2 〕 〔 標 P-197.1.14.14 〕						
14. 瞬間流量計及び流量測定計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。○瞬間流量計 ○流量測定計 ・冷媒機の冷水出口 ・ボイラ又は熱交換器の温水出口 ・冷水風管管さの各送り管 ※測定用タッピングは 3 φ 2 ビド・管流量計用とする。〔 標 P-57.2.3.8 〕						
15. 膨張水槽の保温	ロックウール保温板 (2 号) 25 t を使用し、外装はステンレス鋼板 0.3 t とする。〔 標 P-83.3.1.2.2 〕〔 標 P-87.3.1.4 〕						
16. ダクトフランジ部の保温	フランジ部は保温板 2 枚重ねとする。または、フランジ高さ + 10mm とする。〔 標 P-87.3.1.4 〕						
17. 換気方式	○第 1 種 ○第 2 種 ●第 3 種						
18. バイパード	●梁型 ○梁型 ●ステンレス ●着脱式防虫網付き ○ガリ付き						
19. パッケージ型空調機	耐塩処理 (●要 ○不要) JRA 耐塩害害仕様 (日本冷凍空調工業会標準規格) (JRA9002-1991) (空調機器の耐塩害試験基準)						
20. 耐震支持	吊り長さ 250mm 以上の機器は耐震支持を取る。						
② 保温工事	〔 標 P-84. 監 P-199 〕						
1. 保温仕様	保温材、外装材及び補助材の材料仕様は、標準仕様書による。〔 標 P-83. 表 2.3.1 〕 管及びダクト類の外装材は図示するものとし、保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管、排水管、消防管、冷水管、冷温水管：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管、温水管、一般ダクト：グラスウール保温材 防火区画等貫通箇所、蒸気管、排煙ダクト、煙道：ロックウール保温材						
③ 各種試験、調整							
1. 給水設備給湯設備	(1) 給水装置に該当する管は、水道事業者の規定値。ただし、最小 (銅管) 7.5MPa (17.5 kgf / cm ²)、ニール管) 1.0MPa (10 kgf / cm ²) とする。 (2) 排水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の 2 倍の圧力。 (最小 0.75MPa (7.5 kgf / cm ²)) (3) 高圧水槽以上の配管は、静水頭に相当する圧力の 2 倍の圧力。 (最小 0.75MPa (7.5 kgf / cm ²))〔 標 P-81.2.9.3 〕 (4) 器具取付後の水圧試験 ・ 住戸内給水管 (但し、水道メーター以降とする。) (0.75MPa (7.5 kgf / cm ²)) (5) 飲料水用タンク設備の場合現場において遮断難留置管が 0.2 mg / L 以上検出されるまで消毒を行う。(1m ³ に付き 2 cc (10% 希釈後の場合))〔 標 P-58.2.4.1 〕 (6) 水圧試験の保水時間は最小 0.9 分とする。〔 標 P-81.2.9.3 〕						
2. 消防設備	消防設備の保水等については試験基準に基づく水圧試験及び性能試験を行う。 消防ポンプに直結される配管は、当該ポンプの締切圧力の 1.5 倍の圧力とする。〔 標 P-82.2.9.5 〕						
3. ガス設備	(1) 液化石油ガス設備の気密試験は、高圧側 1.56MPa、低圧側 8.4 Pa 以上とし、0.0kPa 以下とする。〔 標 P-321.3.2.6 〕 (2) ガス器具等と接続されているガス管については、ガス器具等直近のガス栓を閉めて上記 (1) の気密試験を行うこと。 (3) 漏えい試験は、ガス器具等直近のガス栓を開いて使用圧力以上 4.2 kPa 以下の圧力で実施すること。 (4) 都市ガス等の気密試験・漏えい試験は、ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。						
4. 浄化槽設備	水槽の水張り、配管、各機器の動作、通水・総合運転試験を行うこと。 24 時間満水試験は、試験時と終了時の日と時刻が確認できる写真を整備すること。〔 標 P-350.2.2.2 〕						
5. 空調設備	(1) 冷暖配管配管配管完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行う。〔 標 P-81.2.9.2 〕 (2) 各種機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。〔 標 P-245.2.4.1 〕 (3) 自動制御設備の総合調整を行う。〔 標 P-245.2.4.2 〕						
上記試験、調整状況の写真を撮影すること。							

※**省エネ法・グリーン購入法対象機器**については、当該製品の現場搬入予定日において、その基準をクリアしたものを採用すること。

※**「グリーン購入法」の対象製品**で、下表に指定したものの（機器表に特記がある場合も含む）については、当該製品の現場搬入予定日において、その基準をクリアしたものを採用すること。
また、この表に記載のないものについては、Ⅱ－１－１によることとする。

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座
--------	-------------------

 佐藤設計楮山事務所	1級建築士事務所 鹿児島県知事登録第1-5-6号	CHECK .	消防本部消毒室新築工事	M — 1 — 3
	1級建築士登録 第177419号 CD 楮山政彦	楮山 .	機械設備特記仕様書 SCALE N, S	STOOK NO. DATE — — R7. 4. 1



1 階平面図 S=1:100

管種使用区分表

記 号	名 称	仕 様	保温仕様		
			インベイ	屋内露出	屋外露出
—R—	冷媒管	断熱材付被覆銅管	Ou	保温化粧ケース	保温化粧ケース
—D—	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	保温化粧ケース	塗装
===	給排水管	スパイラルダクト	SD	—	—

機器明細表（空調）

注）電気容量は参考値とする。
ルームエアコンの能力及び消費電力は「JIS C 9612」で規定された定格条件による。

記 号	名 称	仕 様	階数	設 置 場 所	電源 (φ-V)	消費電力 (kW)	台数	備 考
ACR-1	空冷式ヒートポンプ式	室内機形式 壁掛形	1 階	保管スペース	1φ100V	0.89	1	転倒防止金具
	ルームエアコン	圧縮機位置 屋外						防振ゴム
	(重耐塩仕様)	定格能力 冷房 3.6kw 暖房 4.2kw						下駄基礎

※ グリーン購入法適合品とする。

機器明細表（換気）

注）電気容量は参考値とする。

記 号	名 称	仕 様	階数	設 置 場 所	電源 (φ-V)	消費電力 (kW)	台数	備 考
FE-1	天井埋込形換気扇	形式 低騒音形	1 階	洗浄スペース	1φ100V	0.02	2	深型SUS製バイブフード(防虫網付)
		能力 風量 120m3/h 静圧 30Pa	1 階	保管スペース				
		接続口径 100φ						
OA-1	給気口(壁用)	形式 給排気グリル付、風量調節機構付	1 階	洗浄スペース			2	深型SUS製バイブフード(防虫網付)
		接続口径 100φ						



佐藤設計楮山事務所

1級建築士事務所 鹿児島県知事登録第1-5-6号

1級建築士登録 第177419号 CD 楮山政彦

CHECK

・ ・ ・

楮山

消防本部消毒室新築工事

SCALE

1 : 100

STOOK NO.

DATE

R7.4.1

M — 3 — 3